

福島県廃棄物処理計画（素案）に対する市町村等意見と対応

資料1-3

No.	市町村等名	頁	行	意見等	対応
1	会津若松市	6	5	<p>本市でも平成28年度からの新しい一般廃棄物処理基本計画について策定を進めているところです。</p> <p>平成23年度以降のごみ排出量の増加要因について、当方でも統計データや市民からの聴き取り等により、震災等外的な影響により一時的にごみが出た可能性が高いと認識しております。</p> <p>県としまして「東日本大震災により発生した家庭や事業所の片付けごみの増加が主な原因」としていますが、具体的にこういったデータや状況から判断したか参考までにご教授いただけないでしょうか。</p>	<p>県が25年度に実施した廃棄物実態調査及び26年度に実施した25年度処理実績調査のデータ解析の結果や、23年度以降のごみ排出量の増加が特に顕著ないくつかの自治体に対して行ったヒアリング調査の結果などから判断しました。</p>
2	会津若松市	20	36	<p>一般廃棄物に関する目標値の検討方法について、「予測値（1,004 g）が平成22年度（実績値985 g）より逆に増えてしまう」ことを理由に「1人1日あたりのごみ排出量の実績から5%削減する」との記述になっていますが、これでは市民の方から『予測値を無視して恣意的に目標値を決めているのではないかと誤解されかねないと思います。</p> <p>前段（22～25行）で「平成22年度を基準年度とする」としているの、31行以下はシンプルに「そこで本県においては～935 g/人・日を目標値とします。（38～40行）」と続け、その後「予測値1,004 gからさらに69 g（6.9%）の削減を目指します。」等意思を示してはいかがでしょうか。</p>	<p>目標値を定める際には、予測値や基準年度の実績値を踏まえて設定していますので、それらを無視してということはありませんが、表現がわかりづらいと思われるので、わかりやすくなるよう修正します。</p>
3	郡山市	20		<p>当市のごみ処理量は、東日本大震災及び原発事故の影響により増加しており、平成24年度をピークに減少傾向がみられるものの平成26年度上半期までの推移を考慮すると、災害廃棄物を除いても未だその影響が大きく、震災前の水準に落ち着くまでには、相当の期間を要すると見込まれる。</p> <p>したがって、当市においては、震災前の平成22年度を基準年度とした1日1人あたりのごみ量及びリサイクル率の目標達成は困難と考える。</p>	<p>御意見として参考にいたします。</p>

No.	市町村等名	頁	行	意見等	対応
4	南相馬市	21	3	リサイクル率の目標達成は困難であるという現状把握をしている。本県が他県と比べリサイクル率が低下する具体的な原因を分析し、必要な解決策を提示してほしい。	<p>具体的かつ決定的な原因は見出されていませんが、要因の一つとして考えられるのは、本県の資源化量の多くを占める紙類が特異的に減少していることです。（素案9ページ）</p> <p>本県の紙類の資源化量の減少は、紙類の排出量自体の減少に加え、特に近年、民間業者による直接回収や店頭回収など、市町村を介さない紙類の回収が増加している実態があり、そのことが強く影響している可能性があると考えられます。</p> <p>そのようなことから、民間ベースでの資源物回収状況の把握を、今回新たに施策として加えています。</p>
5	会津若松市	22	35	<p>「小売店におけるばら売り・量り売りの普及を促進する」とありますが、本市での次期一般廃棄物処理基本計画策定において市民からの聴き取り調査では、「ばら売り・量り売り」について衛生面や容器を持ち歩く手間等から賛成の声はあまりありませんでした。</p> <p>小売店におけるばら売り・量り売りを普及するためには課題が多いと思われませんが、県としてはどのようにすすめていくか、具体策があれば本市計画策定の参考にお教えください。</p>	<p>ばら売り・量り売りの導入事例について、課題や対策等も含めた情報収集や情報提供、商業関係団体等に対する導入促進の働きかけ等を考えています。</p> <p>粘り強い啓発の結果、マイバッグの持参が徐々に浸透していったのと同様に、ばら売り・量り売りについても、今後時間をかけて普及させていく必要があるものと考えています。</p>
6	会津若松市	23	20	<p>「ごみステーションの整備や分別ボックスの設置を促す」との内容ですが、本市ではすでにごみステーションの設置・改修にあたり町内会へ補助金を交付して整備を進めております。県ではこの施策を具体化する際にどのような方法で実施するお考えでしょうか。本市としましては、財政的な援助等がいただけるとより多くのごみステーションや資源物回収容器を設置・改修でき、大変助かります。</p> <p>※同頁22行の集団回収の活性化対策についても同様の意見です。</p>	<p>分別回収対策の優良な取組事例や、公共施設・観光地等における特徴ある分別ボックスの設置事例等の情報を県内外から収集し、市町村における導入の検討や、現在の取組をより一層推進するための参考として、市町村に情報提供すること等を考えています。</p> <p>財政的援助等については、御意見として参考にいたします。</p>

No.	市町村等名	頁	行	意見等	対応
7	檜枝岐村	27	14	<p>広域化計画に関して、以前は、自区域内処理体制を会津ブロックとして検討し、その後、南会津地区として新たな広域化計画を検討し、田島・下郷衛生組合と西部環境衛生組合が統合し南会津地方環境衛生組合となりました。</p> <p>現在、当村に関しては南会津地方環境衛生組合に加入せず、これまで同様直営での処理を行っておりますが、旧処分場の埋立終了後の最終処分場の確保が困難となっており、自区域内での処分努力にもかかわらず他市町村での処分を行わざるを得ない状況となっております。</p> <p>生活環境の保全上支障を生じることのないように適正に廃棄物を処理するため、法令上の規定により当該市町村の区域内のごみ処理に関し関係を有する他の市町村のごみ処理基本計画と調和を保つよう努めなければならないことから、他市町村での処分を行わざるを得ない場合については、市町村のごみ処理基本計画による調和だけでなく、その処分を円滑に行うことができるようこの項目においても、その取り扱いについての記述を加えていただきたい。</p>	<p>本県においては、「福島県ごみ処理広域化計画」を一般廃棄物処理施設の整備に係る基本的な方針として廃棄物処理計画の中に位置付けており、処理計画においては広域化計画における記述を踏まえた記述としております。</p> <p>なお、施設整備の実施主体はあくまでも各市町村ですので、広域化計画を踏まえた上で、各市町村の意向や実状等に鑑みながら、処理体制の整備に努めていただきますようお願いいたします。</p>
8	会津若松市	37	40	<p>「減量化より再生利用を優先して推進する必要がある」とありますが、国の基本方針には都道府県の役割として『産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進し（中略）産業廃棄物の発生抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努めるものとする。』と発生抑制や減量化について努めるよう示されており、事業者に対しても『産業廃棄物の発生制及び排出された産業廃棄物の適正な循環的利用に計画的に取り組まなければならない。』とあり、「発生抑制を第一に取組み、出てしまった廃棄物については最大限再生利用する」という循環型社会形成の基本的な方針は堅持されているものと理解しております。</p> <p>本件において、減量化より再生利用を優先するのはなぜでしょうか。（災害等廃棄物の処理のために減量化が難しいのが現状なのであればそう明記すべきと考えます。）</p>	<p>産業廃棄物の排出抑制については、施策の基本的な方針に挙げているとおり重要と考えられることから、排出量の目標値を設定し、その推進に取り組んでいきます。</p> <p>また、文中における「減量化」とは、産業廃棄物の発生時点における排出量の削減を意味するものではなく、産業廃棄物の中間処理(脱水や焼却等)による減量化を示しています。そのため、中間処理による減量化よりも再生利用を推進する必要があると考えております。</p> <p>なお、御意見を参考にわかりやすく修正します。</p>

No.	市町村等名	頁	行	意見等	対応
9	南相馬市	45	3	放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物等は、特措法に基づき国が処理することになっている。しかし、国の処分先が完成していないため、県内市町村の多くは最終処分場に仮置きせざるを得ず、保管費用がかかり仮置場も満杯になるなど対応に苦慮している。国の処理は遅々として進んでいないため、国に必要な解決策を要望すること（中間貯蔵施設への指定廃棄物の搬出時期を早期に示すなど）を提示してほしい。	放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える、いわゆる指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物として規定されており、廃棄物処理法が適用されないため、本計画の対象外となっています。そのため、本計画では、対象を廃棄物処理法が適用となる8,000Bq/kg以下の廃棄物について記述しています。
10	南相馬市	45	6	放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物は、通常の一般廃棄物、産業廃棄物と同様の処分が可能とされ、環境省も8,000Bq/kg以下のもの（焼却灰）は埋立てしてよいと明言しており、各自自治体で処理できるものと読み取れる。 しかし8,000Bq/kg以下のものであっても住民合意が得られず、すべてを仮置きし、処理できない市町村が多い。8,000Bq/kg以下のものも国が責任をもって処理するよう提示してほしい。 また産業廃棄物の受入れについて、放射線量を懸念し各最終処分場が独自の受入基準を設けているため、最終処分先がなくそれぞれの事業に支障をきたしている。早急に8,000Bq/kg以下の産業廃棄物処分が震災前同様に処理処分できるよう提示すること。	放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常の処理方法で適切な管理を行うことにより、安全性が確保されることが示されており、当該廃棄物の早期処理のため、既存施設において処理を進めることが重要であると考えていることから、本計画の中で国による処理を求めることは考えておりません。 しかし、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理が、一般廃棄物、産業廃棄物ともに滞っている状況が現実としてあるため、住民の理解促進や処理の円滑化に資するための支援等を施策として掲げました。
11	南相馬市	47	9	下水汚泥のリサイクル率に係る目標数値は、放射性物質の影響で困難が予想される。実現不可能な目標数値を記載するより必要な解決策を提示してほしい。	この記述の基となっている「ふくしまの新しい県土づくりプラン」は、平成25年3月に「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」に改定されており、下水汚泥についてはリサイクル率の目標数値が削除され、記載内容が見直されていることから、それを踏まえて記載内容の整合を図ります。